

## 大田区立糀谷中学校土地利用履歴調査業務委託特記事項

### 1 特記事項の適用

本土地利用履歴調査業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）は、下記のとおりとする。また、特記事項に記載されていない事項は、「学校改築事業基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書」による。

1. 1 委託件名 大田区立糀谷中学校土地利用履歴調査業務委託特記事項

1. 2 調査場所 大田区西糀谷三丁目 6 番 23 号

1. 3 契約期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日まで

1. 4 履行場所 大田区教育総務部教育総務課施設担当

### 2 対象地の表示

所在・地番	地目	地積
大田区西糀谷三丁目 612-1 ほか別図のとおり	学校	14,536.56 m <sup>2</sup>

### 3 委託概要

本委託業務は、大田区が所有する土地について、「土壤汚染対策法」等に定める有害物質等による土壤汚染のおそれを推定するため、「東京都土壤汚染対策指針第3第1項」による「土地利用の履歴等調査」（以下、「地歴調査」という。）を行う。また、「土壤汚染対策法」及び「土地利用の履歴等調査」の対象とならない土地については、大田区で定める「土壤調査の取り扱い」に基づき行う。

### 4 業務内容

本委託業務で行う地歴調査は、次に掲げる事項ごとに、それぞれ定める方法により実施し、これらの方法により土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集する。

#### (1) 有害物質の取扱事業所の設置状況その他の土地の利用履歴

対象地の土地の利用履歴を過去の地形図、住宅地図、航空写真、登記簿、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 118 条第 1 項」の記録その他の情報により、過去の有害物質の取扱事業場の設置状況、土壤汚染調査の状況及び汚染土壤の処理又は拡散の防止措置の状況等について把握すること。

#### (2) 有害物質の使用、排出等の状況

(1) により把握した土地の利用履歴から過去の有害物質の取扱事業場の設置等の事実が判明したときは、当該取扱事業場の台帳類及び資料の閲覧、当該取扱事業場の設置者等に対する聞き取り等により、有害物質の種類ごと（排出状況にあっては、排出水、

排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に次に掲げる事項について把握すること。

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	有害物質を使用していた設備、機器等
使用状況	有害物質の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	有害物質の濃度、排出量、排出期間、排出経路（地下への浸透を含む。以下同じ。）、敷地内処分等
処理状況	有害物質の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	有害物質に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用場所等	有害物質の使用場所、建物及び設備の配置状況、排出経路等
製造状況	有害物質の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等

## 5 成果品

### （1）土地利用の履歴等調査届出書 1部

土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書類の作成の手引き（令和4年4月東京都環境局環境改善部化学物質対策課）「II 2. 土地利用の履歴等調査届出書の作成について」による。

### （2）同上電子データ（CD-R） 1部

## 6 仕様書と委託内容が一致しない場合の修正義務

受託者は、委託内容が仕様書又は区の指示、若しくは区と受託者との協議や打合せの内容に適合しない場合において、区から修正を求められたときは速やかに応じなければならない。

## 7 資料の貸与及び返却

### （1）受託者は、委託業務に必要な資料及び基準等で区が貸与可能と判断したもの（以下「委託資料」という。）については、区から借り受けることが出来る。

### （2）受託者は、委託資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならぬ。万一、紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

### （3）受託者は、業務完了時に委託資料を返却しなければならない。

## 8 留意事項

### （1）受託者は、業務の遂行に必要な場合を除き、区の承諾なく成果物（未完成の成果物

及び業務を行う上で得られた記録等を含む。) を他人に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

- (2) 成果物に受託者の錯誤による仕様書との不適合があつたときは、本業務終了後といえども、区の指示に基づき、速やかに訂正しなければならない。なお、これに要する費用は、すべて受託者の費用とする。
- (3) 本業務の対象とする有害物質等は、「土壤汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「大田区土壤汚染防止指導要綱」に定める有害物質等とする。
- (4) 対象地の隣接土地における土壤汚染の可能性とその影響の有無についてできる限り考慮すること。
- (5) 資料の収集に当たっては、著作権その他所要の手続きをとること。
- (6) 資料の収集に当たり、公用請求が可能なものについては、請求用紙等の支給を受けること。
- (7) 本業務に関して収集した資料、作成した成果品等は区の所有とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、区と協議の上、決定すること。
- (9) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (10) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。